

Japan Club of Victoria Inc. 会則

法人登録	1997年10月8日
登録番号	A-0035554B
ABN	45 099 150 577
発足日	1982年12月11日

改正1 1998年7月26日
改正1 1999年7月25日
改正1 2000年11月11日

1 会の名称

本会は、ヴィクトリア日本クラブ（Japan Club of Victoria Inc.以下会）と称する。

2 会の目的

- 2-1 会員共通の関心事、またはお互いの親睦、知識の向上を目的に設立される分科会の設立援助及びその管理。
- 2-2 国籍、ビザの種類にかかわらず、当地に滞在し、援助、協力を必要とする人々への援助。
- 2-3 機関紙の発行、及び会員、関係団体への配布。
- 2-4 会員による老人身体障害者の介護、その他地域社会へのボランティア活動。
- 2-5 オーストラリア人、及びその他エスニック団体との文化、教育交流促進の機会を提供。
- 2-6 集会等に使用されるクラブハウスの設立、及びその維持、管理。

3 用語の解釈

3-1 本会則に使用される用語の意味は、以下の通りである。

- ・役員会 会の運営に関わる役員会を総称していう。
- ・会計年度 毎年7月1日より翌年6月30日までの一年間をいう。
- ・総会 本会則第12条の規定により召集されたものをいう。
- ・会員 本会の会員をいう。
- ・条例 豪国ヴィクトリア州法のうち、1981年制定の法人設立に関する条例に基づく法人団体の取り決め。
- ・規則 上記条例にその源を発する。
- ・分科会 趣味、情報交換、諸研究の為の同好志の集い。

3-2 会長は、会全体を司り、**the Secretary of the Association** である。

3-3 副会長、会長を補佐し、**the Public Officer of the Association** である。

3-4 本会則に使用されている語句は、豪国ヴィクトリア州政府が1984年に制定、発行した法人設立、運用に関する用語解釈と手引書、又はその後改定されて現在有効に機能しているものと等しく解釈されなければならない。

4 入会資格及び入会手続き

4-1 入会資格

会の趣旨に賛同する者は、年齢、国籍、性別に拘らず、誰でも入会の手続きを執ることができる。

4-2 入会は個人の自由意思のみで、会員の推薦は必要としない。

4-3 入会手続

4-3-1 入会希望者は、必要事項を記入した入会申込書を事務局長に提出しなければならない。

- 4-3-2 事務局長は、提出された入会申込書を直ちに役員会に回送しなければならない。
- 4-3-3 役員会は、回送された入会申込書に基づいて入会可否の判断を行い、その結果を速やかに事務局長に伝えなければならない。
- 4-3-4 事務局長は、入会を許可された者に、その旨文書で通知すると共に、その者の入会申込書を厳重に保管しなければならない。
- 4-3-5 事務局長は、入会を拒否された者に、その旨文書で通知すると共に、その者の入会申込書を返送しなければならない。
- 4-3-6 入会を許可された者は、その通知を受領した日より 14 日以内に、本会則 5-2 条に定められた、初年度に必要な費用を納めなければならない。
- 4-3-7 事務局長は、入会希望者に依り本会則 4-3-6 条の条件が満たされた時には、遅滞なく、会員名簿に登録しなければならない。

4-4 会員の権利、特典

- 4-4-1 会員は、その権利、特典及び義務を他人に委譲することはできない。
- 4-4-2 会員個人の権利、特典及び義務は、死亡、退会その他の理由をもって終了する。

4-5 会員の義務

- 4-5-1 会員は、会費を支払わなくてはならない。
- 4-5-2 会員は、やむを得ない場合を除き、会の行事に参加しなければならない。

5 入会金及び年会費

- 5-1 入会金は、会則に別段の定めがある場合を除き、不要とする
- 5-2 会員は、毎年 6 月 30 日迄に、最新の本会則補助項目に定められた翌年度分の会費を払い込むことを原則とする。
- 5-3 途中入会者は、年会費を四分割し、該当額を払い込むものとする。
- 5-4 途中退会者の既納入会費は、返却されないものとする。

6 会員登録

事務局長は、入会申込書に本人及び家族の正式氏名、住所、入会日付等必要事項を記入し、必要に応じ、役員立会いのもとに閲覧できるように保管しなければならない。

7 退会

- 7-1 退会を希望する会員は、一ヶ月前迄に事務局長にその旨書面で申し出、その期日がくれば退会することができる。
- 7-2 事務局長は、速やかに会員登録名簿等所定の書類に必要事項を記入し、退会手続きを行うものとする。

8 除名、資格停止及び罰則金

- 8-1 会員が会に損害を与えた場合、会則の定めを理由なく拒否、または怠った場合、その他会員として相応しくない行為があった場合には、役員会はその被害の程度に応じて、その者に裁定を下すことができる。
- 8-2 本会則 8-1 条の役員会が行う裁定には以下の種類がある。ただし、裁定を機械的に行うのではなく、実情をよく吟味、検討した後に行うものとする。
 - 8-2-1 当該会員に注意を与える。
 - 8-2-2 損害程度に応じて、当該会員に損害賠償金を課する。
 - 8-2-3 当該会員の資格を特定の期間停止する。

8-2-4 当該会員を当会から追放する。

9 査問委員会

9-1 本会則 8-2-2、8-2-3、8-2-4 条の各項に該当する事件が起こった場合は、役員会は直ちに査問委員会を設置しなければならない。

9-2 本会則 9-1 条に定める査問委員会の構成人員は 5 名とし、全会員の中から当該事件に利害関係のないものを役員会が任命する。

9-2-1 査問委員会の構成人員 5 名のうち、少なくとも 1 名は役員会から選出するものとする。

9-2-2 査問委員会の委員長は委員の互選とする。

9-3 査問委員会に召還通知を受け取った会員は、査問委員会に出席しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、査問委員会開催予定の 14 日前までにその理由を附した文書を査問委員会委員長宛てに提出して、査問委員会開催の延期を申し込むことができる。

9-4 査問委員会は、事件の内容を十分に審議し、その結論を役員会に文書で答申しなければならない。

9-5 役員会は査問委員会の答申に疑問がある場合には、査問委員会に内容の修正、再検討を命じることができる。

9-6 査問委員会は、役員会が答申を受領した時点で、全ての責任から開放され、その責めを問われることはないものとする。

9-7 答申を受けた役員会はその内容を尊重し、役員会の責任で裁定の執行にあたるものとする。

9-8 役員会は裁定の執行に先立ち、裁定に至った理由、内容等を被裁定者に文書で伝えるものとする。

9-9 当該会員は、その内容に不服がある場合には、文書送付の日付から 14 日以内に役員会に不服の申し立てをすることができる。

9-10 査問委員会の実施は、本会則による外、別に定める査問委員会規定によるものとする。

10 年次総会

10-1 年次総会は年一回召集されなければならない。

10-2 年次総会は 7 月末日以前に開催することを原則とし、開催日は役員会が決定する。

10-3 年次総会の開催通知書には総会が年次総会であることを明記する。

10-4 年次総会の通常議事は、

10-4-1 前年度年次総会及びその後開催された総会の議事録の報告及び会の活動報告。

10-4-2 当該年次総会を開催した役員の前期中に取り扱った事柄及び会計報告。

10-4-3 次期役員を選出。

10-4-4 会則の変更は、年次総会または臨時総会においてのみ変更することができる。

10-5 年次総会及び臨時総会において、本会則 13-1-1 条に定める特別議案を審議、採決できる。

11 臨時総会

11-1 年次総会以外の総会を臨時総会と呼ぶ。

11-2 役員会は、年次総会間の間隔が 15 ヶ月以上になると予想される場合には、それ以前に、相応しい時期、場所等を考慮して臨時総会を召集しなければならない。

11-3 役員会は総会員数の 5%以上が書面で要求した場合は、臨時総会を召集しなければならない。

11-4 会員が臨時総会の開催を要求する場合には、書面にその目的を明記すると共に開催を要求する各会員が署名のうえ、事務局長宛てに送付しなければならない。

11-5 臨時総会開催を要求する書面が事務局長宛て送付されて一ヶ月経過後も役員会が臨時総会を召集しようとしなない場合は、総会開催を要求した会員、またはその中の有志が、書面を送付した日から三ヶ月以内に臨時総会を召集することができる。

11-6 会員が本会則 11-5 条に従って召集する臨時総会は、年次総会に準じて執り行う。また、その正当な全ての費用は会から返済されるものとする。

12 総会の召集

12-1 事務局長は、総会開催日の 14 日前までに、会員名簿に登録されている会員宛てに開催日時、場所、議案の内容等を明記した案内書を郵送しなければならない。

12-2 年次総会及び臨時総会では案内書に記載された議案の審議を原則とする。

12-3 総会に議案の提出を希望する会員は、その議案を事務局長宛てに書面で提出しなければならない。また、事務局長は、書面受理後、役員会の審議を経て、次期総会の開催案内書にその条項を加えなければならない。

13 総会運営

13-1 年次総会及び臨時総会で取り扱われる議案は、原則として通常議案及び特別議案とする。

13-1-1 通常議案とは予め総会案内書に記載された議案をいう。

13-1-2 特別議案とは緊急動議を含み、通常議案以外の全てをいう。

13-1-3 緊急議案とは緊急に審議を要する議案であって、総会及び臨時総会開催期間中、何時でも提案することができる。ただし、その採択は議長判断によるものとする。

13-2 総会の種類にかかわらず、投票権を持った会員が定足数に至らない場合には、いかなる議案についても採決を行ってはならない。

13-3 採決を行うために必要な定足数は、実出席者及び委任状を含め過半数でなければならない。

13-4 総会の再召集

13-4-1 総会が年次総会の場合は、一週間後の同時刻、同場所で総会を行わなければならない。ただし、延期決定時に他の場所を議長が決めるか、再召集日までに書式による通知が会員に対し行われる場合を除く。

13-4-2 再召集された年次総会では、開催予定時刻から 30 分以内に定足数が得られなければ、出席している会員で定足数を満たしたものとしなければならない。

13-4-3 必要により、役員会が主催する臨時総会の場合には、本会則 13-4-1、13-4-2 条の規定を準用する。

13-4-4 本会則 11-3 条の規定によって召集された臨時総会は、開催予定時刻から 30 分以内に定足数がえられなければ解散しなければならない。

14 議長、副議長、書記及び署名者

14-1 議長及び副議長は総会の種類を問わず総会の冒頭で選出されなければならない。

14-2 議長及び副議長が選出される迄の間は、役員の内指名された者が総会の運営に当たるものとする。

14-3 本会則 11-3 条の規定によって召集された臨時総会においては、議長及び副議長が選出される迄の間は、署名した者の内から指名された者が総会の運営に当たるものとする。

15 総会の延期

15-1 議長は、総会の同意を得れば総会を延期することができる。ただし、再召集された総会では緊急動議を除き、未採決のまま残された議案以外の議案について採決を行ってはならない。

- 15-2 審議が延期される場合、事務局長は総会の場合と同様の通知書を送付しなければならない。
- 15-3 本会則 16-1 条に定める場合以外は、総会の延期及び再召集される総会で採決される議案について通知する必要はない。

16 採決と投票

- 16-1 全ての種類の総会での採決は挙手によるものとする。ただし、事前に筆記投票が要求され、議長がそれを認めた場合には、それによることができる。
- 16-1-1 議長は採決の結果を公表しなければならない。
- 16-1-2 議長は採決の結果を議事録に記載を命じ、それが議事録に記載されれば、その議案が正当に審議、採決が行われた証拠とすることができる。
- 16-2 総会での投票は、家族数にかかわらず一家族一票とし、独身者等個人加入者の場合も同じく一票とする。
- 16-3 投票権は会員自ら、または指定代理人によって行使されなければならない。
- 16-4 採決の結果、賛否が同数になった場合は、議長が決定権を持つ。
- 16-5 議長選出及び休会などの議事採決は速やかに行い、その他の議事にかかわる採決、投票は総会終了時まで議長の指示に従うものとする。
- 16-6 年会費未納の会員は総会において投票権を持たない。

17 代理人

- 17-1 会員は、当該総会の 24 時間前迄に他の会員を指名して事務局長に告知することにより、その者を代理人とすることができる。
- 17-2 代理人の告知は付録 2 の文書をもって行う。

18 役員会の権限

- 18-1 会の運営は本会則 19-1 条において定められた役員会において行なわれる。
- 18-2 役員会は
 - 18-2-1 本会の業務事務を管理、運営する。
 - 18-2-2 法令、規則及び会則に定められた権限の行使、その他発生した個々の問題について決定、執行することができる。
 - 18-2-3 法令、規則及び会則に基づき、会の業務の円滑な処理に必要な権限を有する。

19 役員会の構成

- 19-1 本会の役員会は、豪国ヴィクトリア州法、法人設立、運営に関する条例 23 条に基づき、以下の役員からなる。
 - 19-1-1 会長
 - 19-1-2 副会長
 - 19-1-3 事務局長
 - 19-1-4 事務局次長
 - 19-1-5 会計
- 19-2 役員を選出方法及び任期は、本会則 20 条及び 21 条によるものとする。
- 19-3 各役員は選出された日から次の年次総会までの間、その業務を行う。ただし再選を妨げない。
- 19-4 本会則 19-1 条の役職に欠員を生じた場合、役員会が欠員の業務に会員を任命し、その者は任命された日から次の年次総会迄の間、業務を引き継ぐものとする。

20 役員を選出

20-1 役員候補者の推薦は

20-1-1 書面で推薦することができ、年次総会開催予定日の 7 日前までに事務局長に提出されることを原則とする。

20-1-2 年次総会の 7 日前までに事務局長に提出されることを原則とする。

20-2 候補者数が役員定員数に満たない場合、年次総会においてさらに候補者の受け付けを行う。

20-3 候補にあがった者の中から総会において選挙で選ばれる。

21 役員任期終了

21-1 役員は、その任期末に開催される年次総会の日をもって任期終了とする。ただし、何等かの理由で総会の席上、新役員会の結成をみない場合は新役員会結成までの間、引き続きその業務を行うものとする。

21-2 本会則の目的に即して、役員会の役職は以下の条項にあてはまる場合、空席となる。

21-2-1 当該役員が会を退会した場合。

21-2-2 当該役員が豪州当局より破産の宣言を受けた場合。

21-2-3 当該役員が事務局長に辞職届を提出し、受理された場合。

22 役員会の開催定足数と運営

22-1 役員会の定足数は過半数とする。

22-2 月例役員会は、あらかじめ決められた場所と時間に行うものとする。

22-3 役員は、役員会を臨時に召集することができる。

22-4 臨時の役員会では、前もって各役員に知らされた議題を取り扱うのを原則とする。

22-5 定時から 30 分以内に定足数が得られなかった場合には、事情が許せば、その役員会は 7 日後の同時間、同場所で行うものとする。ただし、その役員会が臨時役員会の場合には流会とする。

22-6 役員会では

22-6-1 会長が不在の場合には、副会長が議長となる。

22-6-2 会長、副会長とも不在の場合には、主席者によって選出された者を議長とする。

22-7 役員会に提出された議題は、役員から要請があった場合には挙手か投票かのいずれの方法を議長が選び、議決するものとする。

22-8 議長及びその他の役員は、議決に参加しなければならない。

22-9 議長は、賛否同数で決議できない場合には、再投票または決定投票をするものとする。

22-10 役員会開催通知は開催に十分先立って届け、少なくとも役員会開催予定日の 2 日前までに全役員に連絡しなければならない。

23 議事録

23-1 事務局長は可能な限り、各種委員会に出席し、その議題と決議事項を出席者名とともに議事録に記録するものとする。ただし、出席不能の場合は、その業務を委員会出席者に委託することができる。

24 役員役職

24-1 会長は、会を代表し、最高責任者として会の全運営を統括する。

24-2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその業務を代行する。

24-3 事務局長は、諸文書の起案、作成及び保管、諸行事の実行、各業務担当者への指示、連絡等を統括する直接責任者とする。また、合わせて機関紙の最終責任者とする。

24-4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長不在の時はその業務を代行する。

24-5 会計は、会の運営のための現金、流通証券等の取受、その保管及び支払いを担当する。

24-5-1 会の活動に関する会計の詳細を記録し、領収書とともに保管し、会の財務を明らかにするものとする。

24-6 会員は、その旨役員会に申し出、許可を得れば、本会則 24-5-1 条の財務記録を閲覧することができる。

25 流通証券（小切手、為替手形、約束手形）の署名

25-1 すべての小切手、為替手形、約束手形、その他の流通証券は 2 名の役員が署名しなければならない。

26 会の公式印

26-1 会の公式印は、事務局長が保管するものとする。

26-2 会の公式印は、正当性が証明され、役員会が認めたもののみ使用することができる。

26-3 会の公式印の使用は、会長及びもう一名の役員もしくは、二名の役員による署名を必要とする。

27 会の目的、会則の変更

27-1 会の目的と会則の変更は、本会則 10-4-4 条の定めるところによる。

28 会員への連絡

28-1 会員への連絡は、直接手渡し、登録された住所への郵送、その他適切な連絡方法によるものとする。

28-2 会員への連絡は文書が郵送された場合には、未着が証明されない限り、配達に通常要する時間で会員に届いたものと見なす。

29 収入源

29-1 会の収入は、年会費、寄付、備品貸し出し、その他豪国ヴィクトリア州条例 23 条の規制の中から役員会が選択、決定したものによる。

29-2 会の資産と所得は、必要な経費を除き、会の目的に沿って使用され、会員に配布されることはない。

30 解散

30-1 会員の解散の意志が、年次総会または臨時総会の席上で承認された場合は、会を解散することができる。

30-2 会を解散する場合には、会の所有する資金及び資産は会員には分割されない。

30-3 会の解散時点で、会が負うべき負債を清算した後、当会と同質な目的を持つ団体または会に残資産を寄贈するものとする。